公益財団法人 USNOVA
あすのば
子どもの貧困対策センター

すべての子どもの権利を守り
支援の拡充と
困窮する子どもへの手厚い支援を

立憲民主党「子どものためのほうりつ」意見交換会

子どもの貧困対策センター
公益財団法人 あすのば
代表理事 小河光治

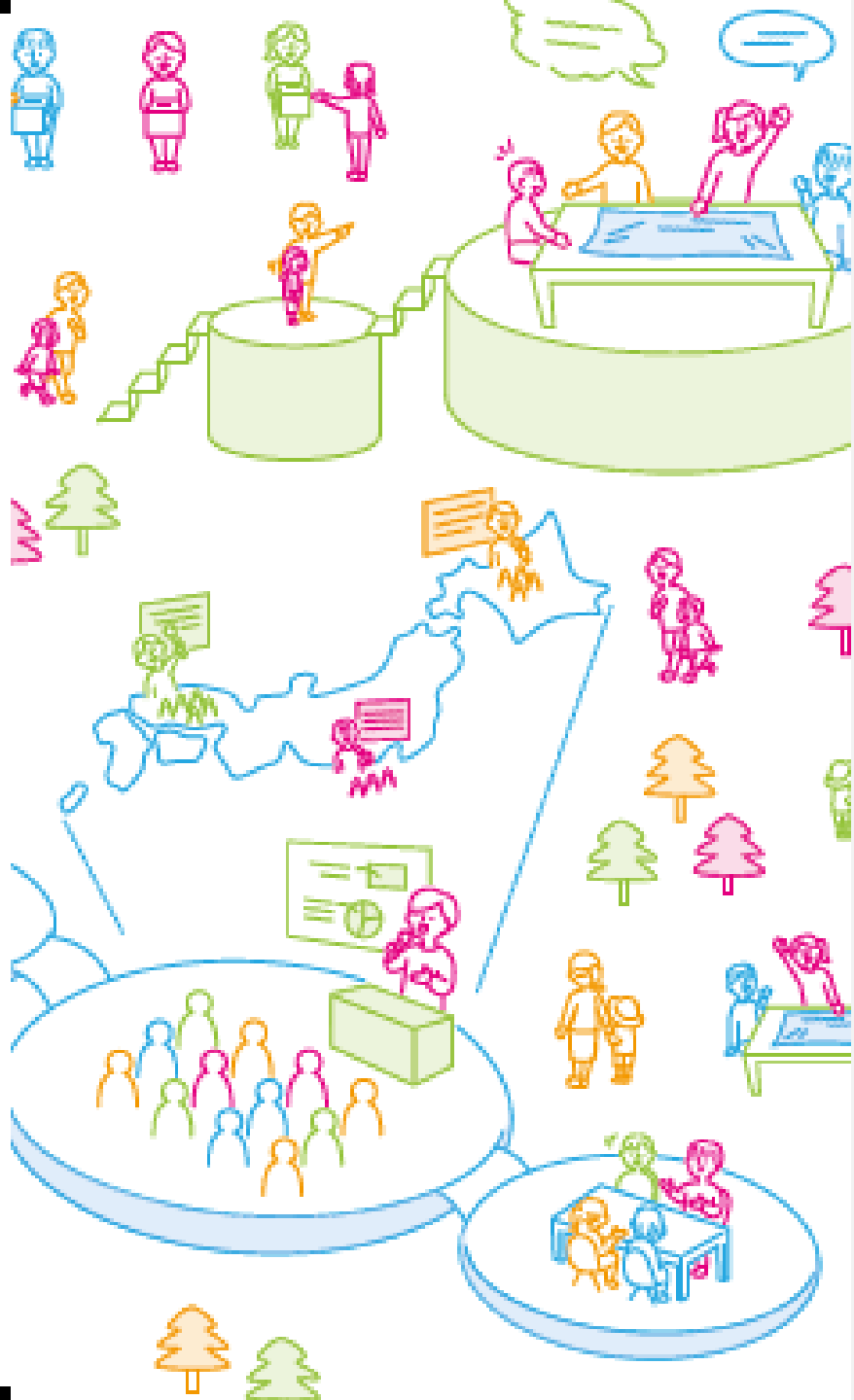

当事者の学生の運動で「子どもの貧困対策法」制定へ

- 2009年10月、厚生労働省は、初めて「子どもの貧困率」を発表
- 当時のあしなが育英会の奨学生は、この14.2%という数字の高さに驚きと危機感
- 同年12月「第21回遺児と母親の全国大会」で、「子どもの貧困対策法の制定」提唱
- 2013年3月、緊急院内集会を開催　5月、市民集会・パレード実施
- 2013年6月19日、「子ども貧困対策法」が全会一致で可決・成立

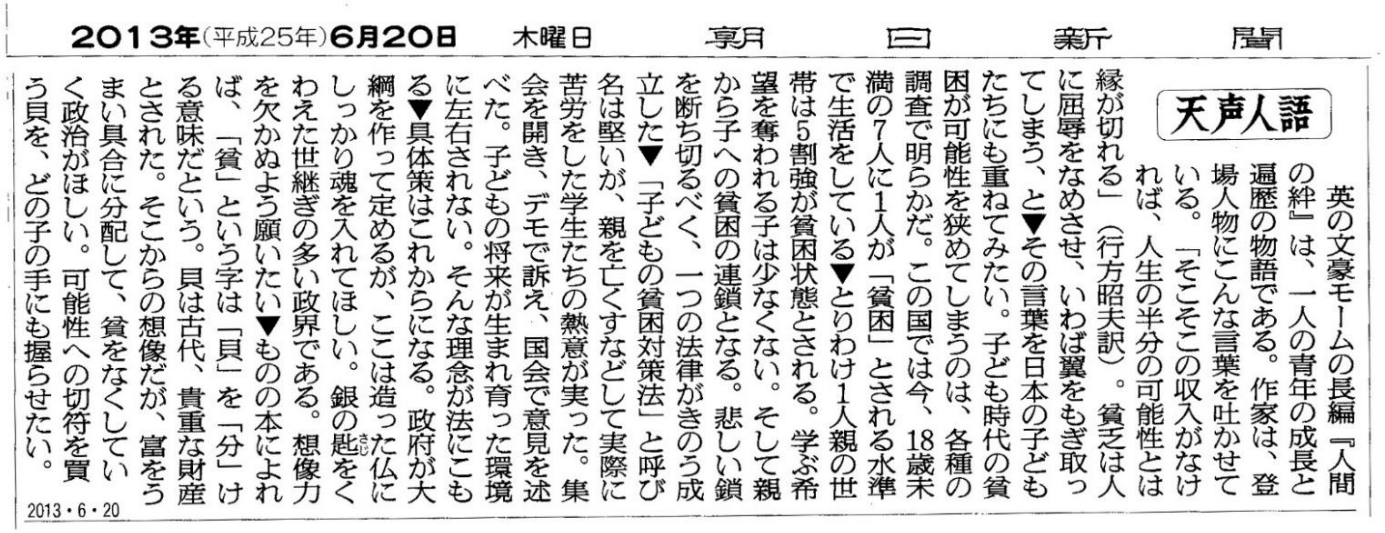

2013年(平成25年)6月20日　木曜日　朝日新聞

天声人語

英の文豪モームの長編『人間の絆』は、一人の青年の成長と遍歴の物語である。作家は、登場人物にこんな言葉を吐かせている。「そこそこの収入がなければ、人生の半分の可能性とは縁が切れる」（行方昭夫訳）。貧乏は人に屈辱をなめさせ、いわば翼をもぎ取ってしまう、と▼その言葉を日本の子どもたちにも重ねてみたい。子ども時代の貧困が可能性を狭めてしまうのは、各種の調査で明らかだ。この国では今、18歳未満の7人に1人が「貧困」とされる水準で生活をしている▼とりわけ1人親の世帯は5割強が貧困状態とされる。学ぶ希望を奪われる子は少なくない。そして親から子への貧困の連鎖となる。悲しい鎖を断ち切るべく、一つの法律がきのう成立した▼「子どもの貧困対策法」と呼び名は堅いが、親を亡くすなどして実際に苦労をした学生たちの熱意が実った。集会を開き、デモで訴え、国会で意見を述べた。子どもの将来が生まれ育った環境に左右されない。そんな理念が法にこもる▼具体策はこれからになる。政府が大綱を作って定めるが、ここは造った仏にしっかり魂を入れてほしい。銀の匙をくわえた世継ぎの多い政界である。想像力を欠かぬよう願いたい▼ものの本によれば、「貧」という字は「貝」を「分」ける意味だという。貝は古代、貴重な財産とされた。そこからの想像だが、富をうまい具合に分配して、貧をなくしていく政治がほしい。可能性への切符を買う貝を、どの子の手にも握らせたい。

2013・6・20

「子どもの貧困をなくす」民間センター 設立から6年に

子どもの貧困対策センター 公益財団法人**あすのば** 事業概要
「子どもがセンター」の活動 設立から６年に

「子どもの貧困対策法」成立から2年を迎えた2015年6月19日に、子どもの貧困対策センター「あすのば」が設立され、2016年4月に公益財団法人として認定。おかげさまで、今年6月に発足から満6年を迎えました。

＜子どもの貧困対策センター あすのば 事業の3本柱＞

「政策提言」

調査・研究による
データなどに
基づいた
政策提言

「支援団体への中間支援」

活動の持続・
発展のため
支援団体への
中間支援

「子どもたちへの直接支援」

物心両面での
子どもたちへの
直接支援

コロナ禍支援　7,950人に3億611万円の給付金

【緊急支援給付金　第1弾】

- 昨春の「入学・新生活応援給付金」申込者のうち財源不足から採用見送りとなった1,300人へ3万円、総額3,900万円の追加給付を計画

【緊急支援給付金　第2弾】

- 住民税非課税世帯の高校生世代で、コロナ禍によって家計急変など生活が困難になっている子ども1,200人へ4万円、総額4,800万円の給付を計画
- 昨年6月、全国から定員の5倍にあたる5,867人の申込が殺到
- 緊急支援募金プロジェクトに21,808人（『通販生活』読者寄付を含む）から1億8,675万5372円のご寄付。
- 緊急支援給付金 4,994人に総額1億8721万円の給付（第1弾・第2弾）

【入学・新生活給付金　第3弾】

- コロナ禍で家計急変した世帯の子どもも給付金対象に追加
  今春、入学・新生活を迎えた2,956人に総額1億1890万円を給付

「小さく産まれたが、大きく育ち続ける」子どもの貧困対策法

- 「小さく産んで、大きく育てる」を合言葉に！
- 超党派の「子どもの貧困対策推進議員連盟」が対策推進を牽引
- 「児童扶養手当の第2子以降の加算倍増」、「婚姻歴のないひとり親などへの公平な税制」、「コロナ禍でふたり親世帯を含めた給付金」などの実現
- 実効性の高い「子どもの貧困対策法」の改正と大綱の改定
- 「子どもの権利」、「社会の課題」、「当事者参画」→当事者の声も反映した大綱へ

すべての子どもの権利を守り支援の拡充と困窮する子どもへのより手厚い支援を

- 1日も早く、子どもが率直に自分の思いや意見を語れる環境づくりを
- 子どもを持つ世帯全体への子育て・教育など普遍的施策の拡充

  →もれのない支援 手続きの必要なし スティグマを生まない
- 困難を抱える子どもには、より手厚い支援を（兵庫県明石市の事例）

子どもの貧困対策法成立８周年 院内集会

コロナ禍 子ども・若者のいのちと生活・学びを守ろう!

2021年6月21日(月)11時～12時／衆議院第一議員会館多目的ホール

主催「コロナ禍 子ども・若者のいのちと生活・学びを守ろう!」実行委員会

主催者団体　あすのば、アフターケア事業全国ネットワーク・えんじゅ、キッズドア、自殺対策支援センター・ライフリンク、自立生活サポートセンター・もやい、シングルマザーサポート団体全国協議会、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン、全国こども食堂支援センター・むすびえ、全国子どもの貧困・教育支援団体協議会、豊島子どもＷＡＫＵＷＡＫＵネットワーク、「なくそう!子どもの貧困」全国ネットワーク、日本若者協議会、入学金納入時期延長を求める学生有志の会（50音順）

共催　子どもの貧困対策推進議員連盟(会長 田村憲久 厚生労働大臣)

国会議員・各府省からのご発言

子どもの貧困対策推進議員連盟 会長代行　牧原秀樹・衆議院議員

自由民主党　薗浦健太郎 衆議院議員／公明党　古屋範子 衆議院議員／立憲民主党　山井和則 衆議院議員／日本共産党　宮本徹 衆議院議員／国民民主党　伊藤孝恵 参議院議員／社会民主党　福島みずほ 参議院議員

内閣府　飯田剛・ 政策統括官付参事官／文部科学省　石塚哲朗・男女共同参画共生社会学習・安全課長／厚生労働省　中野孝浩・家庭福祉課長

【報告・見逃し配信はこちら】https://www.usnova.org/notice/4790

[重点要望項目]

■子育て世帯・低所得世帯に向けた継続的・恒常的な現金給付の実施

コロナ禍で大きな影響を受けている子育て世帯を対象とした「低所得子育て世帯生活支援特別給付金」の再給付などコロナ禍の影響が続く限り、中長期にわたる継続した給付を求めます。同時に、低所得世帯の児童手当・児童扶養手当の増額や、児童手当の高校生までの延長など恒常的な支援拡充を求めます（以下の表参照）。

低所得子育て世帯への切れ目のない経済支援～児童手当の加算と高校生世代への延長給付～

年収目安(※)	0歳～2歳	3歳～小学生		中学生	高校生世代	大学・専門学校生
		第1子・第2子	第3子以降			
約270万円以下（非課税）	¥35,000	¥30,000	¥35,000	¥30,000	¥30,000	高等教育の無償化制度
約380万円以下	¥25,000	¥20,000	¥25,000	¥20,000	¥20,000	
児童手当	¥15,000	¥10,000	¥15,000	¥10,000	¥10,000	
※両親・子ども2人の場合の年収目安						

また、ひとり親世帯はコロナの感染拡大によりもっとも甚大な影響を受けており、平時からの支援拡充が必要であることから、児童扶養手当の支給額を2倍にしてください。児童扶養手当の全部支給の所得制限を2002年当時の200万円（収入ベース）に引き上げ、一部支給の所得制限を400万円（収入ベース）としてください。さらに、別居中の母子には支援が少ないため困窮することが多く、別居中の母子への支援の在り方を検討してください。児童手当や特別児童扶養手当は同居時には収入が高い親のほうに出ていますが、別居後子どもの同居親に移す運用にバラつきがあるので同居親に支給する国の基準通りに運用してください。

アフターコロナでめざすべき社会は？

社会全体で子育てする社会を！

“US NOVA”つくろう！

子どもの貧困対策センター　公益財団法人 あすのば

〒107-0052 東京都港区赤坂3-21-6河村ビル6F

TEL：03-6277-8199　FAX：03-6277-8519

E-mail：ogawa.k@usnova.org

WEB：www.usnova.org